「妊娠・出産・育児」年表

産休・育休中

出産後

週	1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週	9週	10週	11週	12週	13週
月	1カ月				2カ月				3カ月				
年	1年												

1歳　1歳6カ月　2歳　3歳

産後休業【労基法65条2項】

出産日の翌日から8週間
（労働者から求めがあり、医師が認めた場合は6週間）

産前産後まとめて申請する場合は、産後56日経過後、給料の締日を過ぎてから申請

＜産休中＞出産手当金

＜産休中＞社会保険料の免除
（無給の場合は、雇用・労災保険料は発生せず）

産後パパ育休の開始日の2週間前までに、開始日・終了予定日を明示し、書面等で事業主に申出

保育所等に入園を希望しているが入れない等の要件を満たした場合に限り、1歳6か月に達するまでの期間内で1回まで延長可能

開始日の2週間前

保育所等に入園を希望しているが入れない等の要件を満たした場合に限り、2歳に達するまでの期間内で1回まで延長可能

開始日の2週間前

最長2歳

産後パパ育休【育介法9条の2～9条の5】

育児休業【育介法5条～9条】

延長　延長

育休の開始日・終了予定日を明示し、書面等で事業主に申出

育休開始日の1か月前まで

育休開始から180日目までは、休業開始前賃金の67％

181日目以降は、休業開始前賃金の50％

出生時育児休業給付金は、子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は出生予定日）から起算して、8週間を経過する日の翌日から、その日から2か月経過する日の属する月の末日までに申請

＜産後パパ育休中＞出生時育児休業給付金

2か月＋α

延長　延長

＜育休中＞育児休業給付金

育児休業給付金は、育休開始日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日までに申請

＜育休中＞社会保険料の免除（無給の場合は、雇用・労災保険料は発生せず）

延長　延長

＜育休中（パパ）＞出生後休業支援給付金

＜育休中（ママ）＞出生後休業支援給付金

月　日までに育休申請

出産日	産後休業開始日		産後休業終了日	育休開始日		育休終了日
月　日	月　日	～	月　日	月　日	～	月　日

育休開始日		育休終了日
月　日	～	月　日

月　日までに育休申請

※「出生後休業支援給付金」は令和7年4月1日より施行